

仙台市子ども医療費助成からのお知らせ

受給者証の有効期間を変更しました

平素より、本市の医療費助成事業に格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、子ども医療費助成事業につきまして、令和5年10月1日から受給者証の有効期間を下記のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。
ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先まで、ご連絡くださいますようお願いいたします。

記

これまで、子ども医療費助成受給者証は、「10月1日（または認定日）から翌年9月30日まで」使用できる受給者証を毎年交付しておりましたが、令和5年10月から以下のとおり有効期間を変更しました。

対象年齢	受給者証の有効期間
未就学のお子様 (0歳～6歳到達年度末)	令和5年10月1日（または認定日）～6歳到達年度末まで
就学されているお子様 (7歳到達年度～15歳到達年度末)	令和5年10月1日（または認定日）～15歳到達年度末まで

※ 未就学のお子様については、4月から使用できる受給者証（4月1日～15歳到達年度末まで使用できる受給者証）を、就学される年の3月に郵送します。

お問い合わせ先
仙台市子ども若者局子ども支援給付課 平・鈴木
電話：022-214-8202